

JForest 森林組合だより

第43号
令和 8年 1月
発行所
木曾南部森林組合
TEL ** 55 - 3801

組合長年頭の挨拶

新年あけましておめでとうございます。
皆様におかれましては、健やかで希望に満ちた新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

組合員の皆様には、日頃より森林組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと自然の厳しさと改めて向き合う一年となりました。2月には岩手県大船渡市で焼失面積が国内最大規模となった山林火災が発生し、11月には大分県大分市佐賀岡の本造密集地域で大規模火災が起きるなど、各地で火災が相次ぎました。

また、秋口には各地で熊が人里へ出沒し人身被害が深刻化しました。当組合でも、業務中に技能職員が熊による被害に遭うという痛ましい出来事があり、組合としても大きな衝撃を受けました。幸い命に別状はありませんでしたが、この経験を重く受け止め、安全対策の見直しと再発防止に全力で取り組んでまいります。

一方で、地域とのつながりや、私たちの仕事の意義を改めて実感する機会もございました。

昨年執り行われた「御杵始祭」において、当組合の技能職員が杵（そま）として参加し、伝統ある神事に携わらせていただきました。これは、森林を守り育ててきた先人の思いを受け継ぐ、たいへん意義深い出来事であったと感じております。

自然の恵みと厳しさの双方と向き合いながら、地域に支えられ、地域に貢献するとともに組合員の皆様と力を合わせ、森林の適正な管理と地域林業の発展に努めて参ります。

結びにあたり、皆様にとってこの一年が健康で明るいな年になりますようご祈念申し上げます、年頭の挨拶と致します。

代表理事組合長 坂家 重吉

★ 組合員名義変更 ・住所変更について

組合員の皆様には、日頃から組合業務推進に対しご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

当組合も平成19年の合併以来18年を経過しております。この間に、組合員の名義変更や住所変更があった方は変更の手続きが必要となります。必要な書類を送付いたしますので、森林組合までご連絡下さい。

組合員の皆様には、お手数をおかけすることとなりますが、組合業務へのご理解ご協力を何卒よろしくお願い致します。

★ 相続の手続きをお願いします

当組合では定款10条で「組合員の相続人であって、組合員たる資格を有する者（相続人であって組合員たる資格を有する者が数人あるときは、相続人の同意をもって選任された1人の相続人）が相続開始90日以内にこの組合に加入申し出をしたときは、相続開始の時に組合員になったとみなす。この場合には被相続人の持ち分について権利義務を承継する」とあります。

相続が発生した時には、何かとお忙しいとは存じますが速やかに相続の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

★ 総代の改選について

現在総代を務めて頂いております皆さんの任期が、今年の2月末となっております。

つきましては、木曾南部森林組合総代選挙規定に基づき、3月より3年間(令和8年3月1日より令和11年2月28日)の任期で総代を決めていただくこととなります。

総代の選出については、各地区に参与委員を通じて連絡をさせていただきます。地区で定数が決まっておりますので選出をお願いいたします。

★ 森林保険に加入しませんか

森林保険は森林について火災・気象災害及び噴火による損害を対象として行う保険事業であり、森林のもつ多面的機能の発揮及び林業経営の安定に寄与しています。

森林は御承知のとおり、洪水の緩和や土砂の流出、崩壊を防ぐなどの国土保安、渇水を緩和し降水の利用効率を高めるなどの水源林の涵養、地球温暖化防止対策等公益的機能の発揮を通して国民生活と深く結びついていることは言うまでもありません。

自然災害は防御できないだけに、各自で守らなければなりません。早いうちに、保険に加入されることをお勧めいたします。火災・風害をはじめ8つの災害が対象です。

- ①火災＝山火事で受けた損害
- ②風害＝暴風による幹折れなどの災害
- ③水害＝豪雨・洪水等による埋没、水没、流失などの損害
- ④雪害＝大量積雪による幹折れ、根返りなどの損害
- ⑤干害＝乾燥による枯死などの損害
- ⑥凍害＝凍結、寒風による枯死などの損害
- ⑦潮害＝潮風・湖水浸水による枯死等の損害
- ⑧噴火＝火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返り等の損害

*ご相談は森林組合までご連絡下さい。

★ カシノナガキクイムシによるナラ枯れに注意しましょう!!

ミズナラ・コナラ・クリ等の木を集団的に枯らしてしまうカシノナガキクイムシの被害が大発生しています。

当組合では、県・町村発注により枯損木（危険木）伐採を毎年行っておりますが、全ての被害木を処理できない状況にあります。早期発見・早期処理により害虫を駆除することで拡大を防ぐことに繋がりますので枯損木を発見した際には町村又は、森林組合へご連絡ください。

また、古くなった枯損木には、なるべく近づかないようにしてください。(上部から、落下してくる可能性があるため)



★ ボランティア活動を行いました!!

昨年9月19日（金）に、上松町にてボランティア活動を行いました。
場所は寝覚の床で行い、観光客が大勢くる観光地をより良く見えるよう
草刈・伐採を行いました。



Before



After



★ 木馬引き大会に出場!!

前回に続き、木馬引き大会に出場しました。
初出場では 4位 今回は6位と好成績を収めました。
今回は、3位内入賞を目指します!!



★ 熊による人身被害対策

昨年は、全国的に熊による人身被害が最も多く発生しました。
当組合でも、6月に上松管内の造林地において2名の仲間が熊に襲われる災害が発生しました。
また、大桑管内でも9月には1名が襲われたという今までにない災害が起きております。
これから、暖かくなるにつれ熊の行動も活発になってきます。そこで、山へ行くときに遭遇しない
ための対策、遭遇してしまったときの対策をまとめましたので参考にしてください。

<山へ入山するときは>

- ① 単独行動は避け、鈴・ラジオなど音の出るものを携帯する。（熊撃退スプレーの携行も推奨）
- ② 岩陰や乗り越える尾根の先などの見通しの悪い場所では、熊と突発的に遭遇する可能性があるため
手前で立ち止まり大きな声を出すなどにより安全を確認する。
- ③ 食べ物などの食品管理を徹底する。（食べ残しなどを山に捨てないことなど）
- ④ 冬から春先にかけては、倒木・岩穴や木の根上がり等の空洞といった巣穴（冬眠穴）として利用
しそうな場所は、不用意に近づかないこと。

<遭遇したときは>

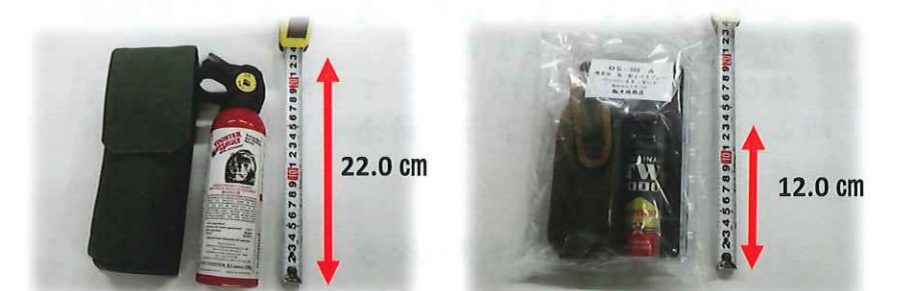
- ① 遠くに熊がいることに気がついたとき
☆ 落ち着いて静かにその場から立ち去ること
- ② 近くに熊がいることに気が付いたとき
☆ 熊を見ながらゆっくり後退・大きな声を出さない・慌てて走って逃げない
- ③ 至近距離で突発的に遭遇したとき
☆ 攻撃を回避する完全な対処方法はありません
熊は、顔面・頭部を攻撃することが多いため、両腕で顔面や頭部を覆い、直ちにうつ伏せに
なるなどして、重大な障害や致命的ダメージを最小限にとどめることが重要です
- ④ 親子熊との遭遇
☆ 子連れの熊と遭遇した場合は、速やかにその場から離れること
- ⑤ 熊撃退スプレーによる撃退
☆ 熊の目や鼻・のどの粘膜にスプレーが当たるよう、顔に向かって噴射することが重要
射程距離は、おおよそ5.0mと短い製品が多いため、十分熊を引き付けることが必要

森林組合では、熊に対する下記の商品を取り扱っております

熊鈴



熊スプレー



金額については、お問い合わせください